苫小牧・門別　バスケットボールリーグ

大会規約

第1版　2015年3月1日　施行開始

規約は変更する事がある。その際は文章にて配布するものとする。

大会規約

当リーグは、「バスケットボールをできる環境を自らで作り上げ、それを自らで運営していく事」
を理念に2006年に誕生しました。
この理念を参加される全員に理解していただき実行していただける方達で構成されています。

第一条　リーグ目的

TML 苫小牧・門別バスケットボールリーグ（以下 TML と略）は、

「苫小牧・門別のバスケットボール活性化」

「クラブチーム間の交流を深める事」

「クラブチームの輪を横に大きく広げる事」

「試合を定期的に行える事」

を目的として創設された私営の草バスケットボールリーグである。

第二条　規約意義

第一項

本規約の作成目的は、リーグの円滑な運営・進行を目的としている。

第二項

ＴＭＬに登録した選手、スタッフ、及びその他リーグに携わる者は本規約を遵守しなければならない。

第三項

本規約は、スタッフの意向により、時として変更する場合がある。

第四項

本規約を遵守出来ない場合（遵守する事が出来ないと判断された場合、当リーグが脱退の勧告を行う。

第五項

当リーグに著しい損害を与えた場合、当人もしくは該当チームに損害に伴った金額を請求する場合がある。

第三条　参加要項

第一項（条件）

1. 苫小牧・門別及びその近郊で活動しているバスケットボールチーム。

2.相手チームとの交流を目的とした友好関係が築けるチームである事。

3.1 シーズンを通して参加出来るチーム状態である事。

4.相手チームを敬えるチームである事。

5.不定期に行なわれるリーグミーティングに参加できる事。

第二項（登録）

チーム・メンバー登録用紙に必要事項を記入し提出する事。

第三項（金銭）

1.大会（シーズン・トーナメント）ごとに参加費を支払わなければならない。

2.大会参加費使用用途は主に体育館借用費と賞品に用いられる。

3.大会参加費使用用途はシーズン終了ごとに各チームに明細が配布される。

4.大会参加費は時として変更される場合がある。

第四項（脱退）

1.シーズン中の脱退については基本的に認められない。

2. やむを得ず、シーズン中に脱退する場合は理由を述べリーグ委員長に連絡。

その後、役員にてミーティングを行い認可、不認可を問う。

3.役員ミーティングで認可された場合、脱退するチームに対し、代理チームを探す事を強く望む。

4.試合猶予期間中に試合が行なわれない場合、チームは不戦敗扱いとなる。

不戦敗が１シーズンで２試合を超えた場合、リーグへの参加拒否とみなしリーグからの脱退処分を下す。

(脱退処分に関しては、シーズン内か終了後かは役員ミーティングにて決定する。)

第五項（人数）

1.参加人数は最低５名、上限は１５名迄とする。

2.試合人数に５名集められない場合は如何なる理由があれ、不戦敗（本規約第四条第七項参照）となる。

３.助っ人禁止について

助っ人はいかなる場合も認められない。個人はチームごとにＮｏ．登録を行わないといけないため試合の２４時間以上前に登録管理及び大会委員長にその旨を伝え、承認後掲示板にて全体にその事を周知させなければならない。

また移籍についても同等とする。

第六項（年齢）

1.参加年齢は満 13 歳以上（中学校入学）からとする。

2.未成年者所属のチームは代表者が責任を持って管理・指導する事。喫煙・飲酒等の未成年者にあるまじき行為を取らせない。発覚した場合、リーグからの脱退勧告と無期限の出場停止の処分を下す。

3.年齢の上限は設けない。何歳でも参加可能である。

第七項（ナンバリング）

1.MVP、得点王の各種個人記録選出のため、選手を識別出来るユニフォームを所持している事。

（必ずチームごとに統一したユニフォーム又はリバーシブルウェアを着用すること）

2.選手は１シーズンを通して同じ背番号を使用しなければならない。

~~3.番号変更の際は、代表者が、大会委員長及び選手登録管理者へ連絡。~~

4.ユニフォームのサイズ・カラーについては、濃淡を用意していればそれ以上の既定を設けない。

5. アンダーウェアは特に規定は設けないが、明らかに区別が付きづらい際は脱いでもらう等のお願いをす

る事がある。必ず従うこと。

６．装飾品の禁止

ネックレス・ピアス・指輪・ブレスレット等

外すように指示された場合は従うこと。

第八項（その他）

1.体育館の公共物を破損する、決められた場所以外での喫煙、ポイ捨て、ゴミを持ち帰らない等の迷惑行為を行なわない。

2.リーグ所属選手が当リーグ主催大会で病気・怪我をした場合、当リーグは一切責任を持たない。

3.リーグ主催大会で盗難等の犯罪行為があった場合、当リーグは一切責任を持たない。貴重品・ボールの管理はチーム内で行なう。

第四条　ルール要項

第一項（形式）

1.4 クオーター制。

2.勝敗が決まるまでオーバータイムを設ける。

3.　トーナメントの場合は１戦ごとの勝ち抜け方式を採用する。

（本規約第五条第 2 項参照）

第二項（ルール）

1.コート内でのルールは JBA（日本バスケットボール協会）オフィシャルルールを採用する。

2.監査委員との連動体制をとる。またコートデザインの変更があるまでは新旧ルールを織り交ぜて行うことする。

3.ルール、審判のジャッジ、勝敗に不服のある場合、チーム責任者がリーグ管理者に審議書を提出。

　その後論議の末、結論を下す。

第三項（時間）

1.1 クオーター１０分間の 4 クオーター制

2.ハーフタイムは１０分、クオーター間ハーフタイム（各Q、オーバータイム間）は 2 分とする。

3.オーバータイムは 5 分とする。勝敗が決定するまで延長を行なう。(インターバルは 2 分間)

4.タイムアウトは各 1 分とする。

5.ウォーミングアップは各試合 10 分とする。

6.大会により変更する場合がある。

第四項（審判）

1.各チームから１名づつの審判要員を出し、計２名の審判を用意する。

2.**審判が１試合内に交替してコートに立つ事は認められない**。（怪我等の不測の事態を除く。）

3. **不定期に行なわれる審判講習会に必ず参加する事。**

　また、**有資格で審判を行えるよう各チームは努力すること**。毎年ルールの変更があります。それに対応するためには審判活動を行っていただきチームに伝達していただくのが最善かと思います。

毎年、審判に対する態度、審判員のゲームに取り組む姿勢は問題があります。早急に取り組んでいかなくてはならない問題ですので皆さんご理解とご協力をお願いします。

第五項（テーブルオフィシャル）

1.各チームから 2～３名オフィシャル要員を出し計４名のテーブルオフィシャルを用意する。

2.タイマー、24 秒計、スコア、ファウルカウンター、得点板を６名で分担して行なう。

3.選手が最低人数しか集まらず、試合に支障のある場合は相手チームとの交渉により必ず必要人数を確保すこと。また、この交渉には協会は一切関与しないので自己責任で行うこと。

第六項（スコアシート）

1.スコアシートは得点王、MVP を選出するために必要なので必ず記入する事。

2.誤字・脱字・空欄等のないよう丁寧に記入する事。

第七項（不戦敗）

1.不測の事態により、試合が出来ない場合は不戦敗扱いとなる。不戦敗を宣言したチームは「**0** 対 **２０**」の敗戦としてスコア処理する。

不戦敗に当てはまるのは以下のとおり。

2.人数が最低人数（５名）を下回る場合。数を揃えられなかったチームの不戦敗となる。

3.**基本的に日程は変えない**

先に日程は出しているため変更を希望するチームは該当チームすべてに連絡を取り変更が可能な場合に限り日程管理・大会委員長にその旨を方向し、その後掲示板にて全体に周知させること。

期限は試合から一週間前の午前０時までとする。変更が期日までに完了しなかったチームの不戦敗となる。

第五条　シーズン要項

第一項（シーズン）

1.３～１２月での期間中に開催される。

2.全てのチームと総当たりにて１試合づつ消化する。その後、その順位を元にトーナメントを行う。

3.リーグ戦の順位は勝利数で決定する。２チーム以上が勝利数で並んだ場合、

得失点差→総得点の順で順位付けをする。

4.参加費は大会ごとに異なる場合がある。基本的に今までの実績として各チーム２万円。

第五項（賞与）

優勝・準優勝・３位チームには賞品を授与する。

第六条　個人成績

第一項（概要）

1.ＴＭＬでは、**「得点王」・「MVP」・「Best５」**の３つの個人記録を選出している。

2.個人成績を設けた理由として、リーグの活気に繋がると考えたためである。

3.記録の更新をより円滑にするために試合終了後、即座にＭＶＰを選出する事。

第二項（MVP）

Most Valuable Player の総略。年間最も活躍した選手に送られる。